

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

貝塚市長

市町村名 (市町村コード)	貝塚市 (272086)
地域名 (地域内農業集落)	三ヶ山 (三ヶ山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・アンケート結果について 果樹・畑作が盛んであり、次いで水稻の栽培がおこなわれている地域である。 17%の農業者が80歳以上の高齢者である。 現状耕作していない農地が38%、保全管理のみが16%、10年後「売却したい・委託したい・貸し出したい」農地が47%となり、農地の保全・管理が課題となる。 担い手の確保・育成が課題である。 ・農地、農道について 農道や農地は狭く不整形のものが多く。 保全管理のみとなっている農地も多く、耕作地と耕作放棄地が入り混じっている。 ・水利関係について パイプラインが通っており、池も多く水の便がいいが、パイプラインの老朽化・池の管理などが課題である。 ・その他について 幹線道路や高速道路の付近に農地があり、交通の便が良い。 農業者の高齢化や後継者不足が課題である。 周辺地域が開発されたことにより鳥獣被害が残存農地に集中するようになった。また、「ジャンボタニシ」などの外来生物も増加傾向である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域作物について 「みかん」が多く栽培されている。 ・栽培、承継等について 耕作放棄地などを活用して、「みかん」や「米」の農業体験ができる農地や貸農園にして、栽培を継続していきたいとの声もある。 ・その他課題について 年2回の水路管理を地域住民で行っており、今後も継続していく。 付近に釣り堀などの自然体験施設も作り、一年を通して集客できるような地域となることを望む声もある。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地については農業上の利用が行われるものとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の担い手への集積・集約が中心とはなるが、他地域の担い手や新規就農者、一括で貸農園の経営を請け負うような企業などの参入も受け入れる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針									
みどり公社による農地中間管理業務の利用を促進する。									
(3) 基盤整備事業への取組方針									
勾配のある地域であり農地間の段などの課題や、小さく不整形な農地が多いため、借り手が見つからないことが考えられ、基盤整備についても検討する。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
農業体験ができるような農地や貸農園、観光農園など多様な経営体を受け入れていく方針。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
有効に活用できるものがあれば活用する。									
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									